

特集 2

一九九〇年の国際識字年に向けて

— 資料と解説 —

森 実

一 国際識字年とは

一九八七年二月七日、国連総会は、満場一致（正確には、コンセンサス方式による無投票）で一九九〇年を国際識字年とすることを宣言した。一九八五年にユネスコが提案して以来、周到な準備が進められてきた識字年が、いよいよ現実のものとなったのである。（資料1参照）

ユネスコは、識字年に向けて、世界的な非識字問題の現状と課題について詳細な調査を実施した。「徹底研究」(In-depth Study)と呼ばれるこの調査研究は、識字年とその後十年間の識字戦略を検討するうえで重要な意味を

もっている。

またユネスコは、識字年について加盟国と非政府組織（NGO）に対してアンケート調査を行った。このアンケートのなかには、識字年の目標とすべきことは何か、各政府・団体は、識字年にどのような組織や予算、計画をもって臨もうとしているか、ユネスコにどのような役割を期待するか、これまでの国際年から得られる教訓は何か、といった内容が含まれている。このアンケートに対して、一九八七年八月七日現在、八二の加盟国が回答を寄せているという。（日本政府が回答したかどうか、現在のところ不明である。）

そのほか、識字年に関わってすでにいくつもの国際会議

が開かれている。とくに、一九八七年五月にモンゴルのウランバートルで開かれた「国際識字年準備国際シンポジウム」は、「ウランバートル宣言」を採択し、識字年に向けての基本的方策を建議するとともに、ユネスコ、各国政府、国連、その他の国際組織や非政府組織にたいして識字年の準備を呼びかけている。

日本では、今北絰一氏が識字年のシンボルマーク・コンテストでグランプリを取ったこと以外、こうした動きがあまり知られていない。幸い、部落解放研究所の識字部会では、識字年に関する文書をいくつか手に入れることができた。そして、それらを参考に、この間数回にわたって識字年について議論を重ねてきた。本稿は、そこでの議論を踏まえて、世界における非識字の実態、国連やユネスコの取り組み、識字年の目的などを紹介するとともに、日本における課題を検討しようとするものである。詳細は資料にあげたユネスコ事務局長報告(資料2)に譲ることとし、それとの重複をできるだけ避けて、事務局長報告の理解を助けることがらを中心に述べることにしたい。

二 世界における識字問題の実態

さて、識字問題は、どの程度の規模で、どのような層に

集中して現われているのであろうか。ユネスコの各種の文書から、この点を整理することにしよう。

一九八五年のユネスコの統計によれば、世界における非識字者は八億八、九〇〇万人、成人人口の二七・七パーセントに達している。

表Iは、国別にその比率を示しているが、この表からも明らかのように、非識字者は、私たちの住むアジアに集中している。また、発展途上国、なかでも後発発展途上国にその比率が高い。そのため、ユネスコが第一に重視するのは、アジア、後発発展途上国での識字活動の展開である。

国連婦人の十年の動きとも関わって、ユネスコが第二に重視しているのは、女性の間での識字活動の展開である。非識字率は、男性よりも女性に高い。ユネスコは、この点を重視し、婦人と女兒を対象とする識字活動に重点を置くべきだと主張している。ユネスコのあるポスターには、「男性一人を教えても、それは一人の人間を教えたにどまる。女性一人を教えれば、それは、多くの人を教えることを意味する」という標語さえ付されている。

ユネスコは、第三に社会的不利益者層に非識字者が多いことを指摘し、彼らを対象とする識字活動を各国に要請している。社会的不利益者層とは、移民労働者やマイノリティなど被差別者のことである。その具体的ありかたは、各

国で異なるので、とくに数字は示されていないが、先進諸国を含め、社会的不利益者層における非識字の実態を捉え、そうした人びとの間で識字活動を展開すべきことが、くりかえし語られている。

ユネスコが第四に指摘するのは、先進諸国における「機能的非識字」の問題である。先進諸国には、約二千万人の非識字者がいる。ユネスコの統計によれば、ベルギー、日本、ソ連、アメリカ合衆国などの非識字率は、〇・五パーセントである。しかし、それ以上に重要なのが、「機能的非識字」の問題である。先進諸国の識字問題を語る時、この「機能的識字」という観点を抜きにすることはできない。「機能的識字」とは、「複雑化する社会で仕事をみつけ、社会変革を含めた社会生活に有効に参加できるだけの読み・書き・算の能力」のことである。機能的非識字者は、アメリカ合衆国には二千万人、イギリスには二百万人おり、西ドイツやフランスにもイギリスと同じぐらいの非識字者がいると推定されている。ユネスコは、「スカンジナビア諸国、さらには日本もその例外ではなからう」と指摘している。

イギリスやアメリカの機能的非識字者の人数がわかっているのは、それらの国がこの問題の重要性を認識し、実態を明らかにするための調査を実施しているからである。た

とえば、イギリスでは、一九七四年に調査を行い、学校を離れた十六歳の青年のうち、七〜一〇パーセントは機能的非識字の状態にあると結論している。さきの二百万人という数字は、ここから全成人の状況を推測したものである。この数字には、障害者や移民は含まれていないことに注意する必要がある。

西ドイツでは一九八〇年に、移民労働者やロマなどの民族グループも対象として調査を実施し、青年の間に見られる識字問題の重要性が明らかにされた。

以上のように、ユネスコが注目し、重視しているのは、第一にアジアを中心とする発展途上国、後発発展途上国、第二に女性、第三に被差別者、第四に先進諸国における機能的非識字という問題である。

三 世界の識字活動と識字年の原則

ユネスコは、その創立以来、試行錯誤を重ねながらも、識字に積極的に取り組んできた。南北問題や人口爆発など困難な問題が山積しているにもかかわらず、ユネスコの取りくみと各国の努力によって、世界の成人非識字率は一九五〇年の四四・三パーセントから一九八五年の二七・七パーセントへと著しく減少している。この事実が、二〇〇〇

年までに非識字を完全になくするという目標達成への確信につながっているのである。

たとえば、九月八日は国際識字の日である。ユネスコでは、毎年この日に行事が行われ、識字活動に貢献した人びとや団体に対して、クルプスカヤ賞、イラク識字賞、国際読書協会賞、さらには講談社の野間省一氏によって設けられた野間賞などが授与されている。

その他ユネスコは、一九八四年から一九八九年の間、第二次中期計画に基づいて行動を進めている。同計画には十四の大きな柱(メジャー・プログラム)が設定されているが、それらの中には、「万人のための教育」(MP II)、「文化の未来」(MP VII)、「女子の地位」(MP XIV)など、直接間接に識字問題に関連するものが少なくない。各MPの下に副次プログラムが設けられている。

各国も相互に協力しあって識字活動を展開している。事務局長報告でも紹介されているように、すでにラテンアメリカ・カリブ海地域、アフリカ、アジア・太平洋地域という三つの地域で、二〇〇年までに非識字を克服するという目標をかかげた大規模な識字活動計画が生まれ、アラブ地域でも同様の計画が提案されている。世界の非識字者のうち九八パーセント以上が、これら三つの計画、および提案中のアラブ地域の計画によってカバーされることにな

る。

取り組みの高まりという点では、先進諸国も例外ではない。たとえばイギリスでは、成人識字資源機関 (Adult Literacy Resource Agency) が設立され、各地で識字学級を開設している。BBCなどの協力のもと、テレビやラジオなどの放送番組も含めて活発な活動を展開しているのである。

国際識字年は、こうした動きを受けて提案された。ここでは、ユネスコが重視していることのみならず、日本の現状に鑑みて注目すべき点を、私たちにまとめておきたい。

第一に、国際識字年は単独に設定されているのではなく、二〇〇年までに非識字を克服する行動計画と一体のものとして提案されているという点である。このことは、識字年の取り組みがたんなるキャンペーンで終わってはいないことを示している。ユネスコは、各国に対しても同様の行動計画を策定することを求めている。

第二に、国家責任という視点である。事務局長報告は、この点を行動原則の第一にあげ、「識字を促進するうえで国家責任が何よりも重要」だとしている(資料2・第一四段落)。日本の政府は、この点で大きく立ち遅れている。国際化や個性の尊重、生涯学習を掲げる臨教審が、まった

く識字という問題に触れていないことにもそれが現われている。欧米で成人教育や生涯教育といえ、必ず識字が位置づけられているといつて過言ではない。

第三は、学習者の主体性。自発学習という観点を重視していることである(資料2・第一五段落)。「非識字者は、識字能力を身につける過程の客体であってはならず、主体でなければならぬ」(資料2・第一八段落)。そのような立場から事務局長は、ペルセポリス宣言を引用し、識字活動の四大原則を紹介している。この四大原則とは、機能性、参加性、統合性、多様性である。この四大原則には、これまでの国際識字運動がなめてきた苦い経験から得た教訓が込められている。なお、ペルセポリス宣言が、「機能性」の内容に「社会変革への参加」を含めていることは、注目に値する。

第四は、すでに触れてきたように、社会的不利益者層に注目している点である。日本においては、被差別部落や在日韓国・朝鮮人の女性、経済の基底を支える寿町などの肉体労働者が識字活動の主体となっている。最近では、中国からの帰国者やベトナムなどからの難民、東南アジアからの移民労働者も識字の主体として大きな位置を占めはじめている。臨教審や政府は、これらの人びとにとっての貴重な学習の場たる夜間中学や定時制・通信制高校を統廃合し

ようとしているのである。世界的な動向に逆行しているといわざるをえない。

これらの他にも、識字年の目標とされていることからの重要性や、具体的活動として提案されているユニークな内容など、触れるべき点は少なくない。しかし、それらは事務局長報告に譲ることとし、以下では、日本の課題について述べて、本稿を閉じることにした。

四 日本の課題

日本では、ここ三〇年にわたって識字実態がまったくといってよいほど把握されていない。これは、政府が六〇年代より「識字問題はすでに解決済みである」との立場を取り続けていることと無関係ではない。しかし、戦後に限れば、国民の識字能力は、一九四八年と一九五五年の二回にわたって調査されており、その結果はきわめて興味深い。ここでは、一九五五年の調査結果をごく簡単に紹介しよう。

これは、関東と東北に住む一五歳から二四歳の青年二十二人を対象に実施された、かなりしっかりとした調査である。識字の基準も、実質的に「機能的識字」という観点に立っている。関東は一九四八年調査で読み書き能力が最も

高い地域、東北は逆に最も低い地域のひとつとされている。調査者は、この二つの地域を調べれば、その他の地域は両者の間に収まるものと考えた。

文部省の発行した『国民の読み書き能力』という同調査の報告書には、表Ⅱのような調査結果が示されている。つまり、当時の青年のうち約一割は日常の読み書きに明らかに支障をきたしているということである。高く見積れば、読み書きに不自由している層は青年の半数に達する。

当時の調査対象者は、現在では四〇代後半から五〇代前半の年齢になっているはずである。かりに彼らの識字能力がその後も高まっているとすれば、現在でも識字活動を必要とする人びとの人数はかなり多いことになる。この調査結果が政策に生かされたとすれば、その後、日本における識字活動は、活発に展開されたに違いない。ところがどうしたわけか、政府は識字問題は克服したといいはじめるのである。

管見するかぎり、その後、成人や青年を対象とする大規模な識字能力調査は実施されていない。結果として識字問題は、私たちにあって「見えない」問題となりがちである。

日本において国際識字年を論じるとき、このように実態が明らかにされていないことをまず確認しておかなければ

ならないと思う。そのうえで、以下私たちが現在検討している日本の識字年の課題を、ユネスコの提案する識字年の目標に照らして紹介することにしたい。

目標一、識字活動に対する政府の取り組みを強める

- ① 政府による国内委員会づくり
- ② 被差別部落を始めとする識字活動への援助の拡大
- ③ 夜間中学や定時制・通信制高校の振興
- ④ 実態調査を行ない、日本の識字の現実を正しく世界に報告させる

目標二、識字問題の重要性に関する啓発を推進する

- ① 差別の観点に立った識字問題の訴えかけ
- ② 被差別部落や在日韓国・朝鮮人などの識字運動を紹介する

③ 機能的識字問題への取りくみと義務教育での学力保障の徹底

④ 識字問題をテーマとするテレビ番組や記録映画を製作する

目標三、識字活動への参加を拡大する

- ① 被差別部落の識字運動を強める
- ② 夜間中学校や定時制・通信制高校を拡大充実させる
- ③ 公民館などの社会教育活動に識字学級を位置づけさせる

る

④ 中国帰国者、難民、移民労働者を対象とする識字学級を各地に開設する

⑤ 識字活動へのマスコミの参加を促進する

⑥ 日本語教育の指導者養成を促進する

⑦ 障害者にとっての識字という観点から、図書館などの充実をはかる

目標四、政府間の国際協力と連帯を強める

① 発展途上国への援助を拡大させる

② とりわけアジア諸国との相互連帯を強める

③ APPEAL（「アジア・太平洋地域のすべての人びとのための教育プログラム」）を積極的に支援する

目標五、非政府組織間の協力と連帯を強める

① 国内におけるさまざまな識字活動どうしの連帯を強める

② 諸外国の識字関連組織との連携を強める

③ 世界（アジア）識字学級生交流会を日本で開催する

④ 企業なども参加して識字基金を創設する

目標六、一〇年間の行動計画を樹立する

① 政府・行政の行動計画策定を求める

② 私たちの行動計画を策定する

以上の課題は、あくまで現段階での試案である。すでにユネスコが発行している識字年の「手引き」が手に入れれば、より具体的に取り組みの課題を考えられるようになる。今後、識字問題に関心を寄せる人びとが糾合して識字年に向けて大きなうねりを作り、その中でより現実的で有効なプランを練り上げる必要がある。識字年まで、わずかに一年を残すばかりである。

注

(1) 一九八八年八月二七日付け「朝日新聞夕刊」など参照。なお、一九八八年一〇月一九日付「毎日新聞」は、「国際識字年特集」を組み、ユネスコの動きを紹介している。残念ながら、この記事も日本国内の課題を欠落させている。

(2) 以上機能的識字問題については、主として UNESCO/LIT ERACY81（一九八一年）より。

(3) 〈資料2〉、第二章、一八を参照

(4) 文部省「国民の読み書き能力」（一九六一年）四頁より。

表I 15歳以上の非識字者数が1,000万人をこえる諸国(1985年)

国名	非識字率	非識字者数	世界の非識字者に占める比率	
インド	56.5 (%)	264 (百万人)	29.7 (%)	29.7 (累計%)
中国	30.7	229	25.8	55.5
パキスタン	70.4	39	4.4	59.9
バングラデシュ	66.9	37	4.2	64.1
ナイジェリア	57.6	27	3.0	67.1
インドネシア	25.9	26	2.9	70.0
ブラジル	22.3	19	2.1	72.1
エジプト	55.5	16	1.8	73.9
イラン	49.2	12	1.3	75.2
小計(9カ国)		669	75.2	
その他の諸国		220	24.8	
世界計		889	100.0	

Source: UNESCO Office of Statistics, 1985.

〈資料1〉

国際識字年(仮訳)

総会決議 第四二/一〇四号
年月日:一九八七年二月七日
投票なしで成立
会合:九三回
報告:A/四二/八〇六

国連総会は、一九八六年二月の国連総会決議四二/一一八を想起し、国連総会に対して一九九〇年を国際識字年と宣言すべきだと勧告した、一九八七年七月の経社理事會決議一九八七/八〇を想起し、

世界人権宣言と国際人権規約のなかで、教育への権利が何人からも奪うことのできない権利として承認されていることを想起し、非識字の克服が、国連発展第三期十年に向けた国際発展戦略の最高の目標の一つであるという事実を銘記し、非識字状態をなくすことが教育への権利を保障するための第一条をなすことを確認し、

発展途上国を中心に広く見られる非識字が、経済・社会的発展と文化的・精神的進歩の過程を著しく遅らせていることを強調し、そのうえに、この状態が、人類の目撃しつつある科学・技術革命によって必要とされるものすべてと全く両立しえないことをさらに強調し、

教育の過程が、諸国家の社会的発展、および諸国家相互の理解と協力の達成に対して欠くことのできない貢献をなしていることを

表II 能力の段階表

段階	関東	東北
1. じゅうぶん読み書き能力があり、日常生活に支障がないと明らかに認められるもの。	6.1%	2.1%
2. じゅうぶんではないが、日常生活に大きな支障がないと認められるもの。	36.1	20.7
3. じゅうぶんでなく、日常生活にかなりの支障があると認められるものが大部分である。しかし、この中には、あまり支障のないと認められるものも含まれている。	48.3	61.5
4. 読み書き能力がなく、日常生活に支障があると明らかに認められるもの。	9.5	15.7

確信し、非識字の克服には、全世界の共同と一体となった努力が必要であるという事実を銘記し、

非識字克服に向けた世界戦略の綿密な策定と世界的規模で識字運動を展開する組織が、非識字問題の多様な側面についての世界の人々の認識をより深め、識字と教育の普及に向けた集中的努力を促進するであろうことを確信し、

ユネスコ事務局長によって提案された国際識字年に向けたプログラムをよく理解してこれに注意を払い、

国連総会が一九八〇年二月五日の決議三五/四二四において採択した国際年と国際記念日の基準を考慮にいれ、

一、一九九〇年を国際識字年と宣言する

二、すべての国が国際識字年に向けて全国的規模で適切な準備を確実にこなすことを求める。

三、国連システムの専門機関、地域委員会、その他の組織が、それぞれの集会において、国際識字年の成功に向けてできるかぎり貢献するよう勧告する。

四、関わりのある政府間組織および非政府組織に対して、国際識字年の国際・国内プログラムの準備と実行に向け、それぞれの分野で適切に貢献するよう努力することを求める。

五、ユネスコに対して国際識字年の指導的組織としての役割を引き受けるよう求める。

六、第四四回総会の暫定議題に「国際識字年の準備と組織」という標題の項目を含めることを決定する。

〈資料2〉

国際識字年の計画草案およびその準備に
向けての活動の結果に関する
事務局長報告

第二四回ユネスコ総会 一九八七年 パリ
第二四回総会文書六七
一九八七・九・三〇
原語：英語
〈要約〉

本報告は、第二三回ユネスコ総会決議二・二にもとづいて提出されたものである。本報告は、ユネスコの総会と執行委員会、および国連総会と経済社会理事会在が国際識字年の宣言にかかわって行う諸活動を指示している。本文書には、非識字問題の検討と国際識字年の準備のためにとられた方策の概観、識字年に向けて確立されるべき計画と目標についての事務局長の提言が含まれている。(但し一章、三章、四章、付属資料IからVIIは略している)

第二章 非識字問題の現状と識字活動の諸原則

なぜ、国際識字年なのか。

七 第一に、非識字は、私たちの時代の主要な世界的課題の一つだからである。第二に、非識字は開発の遅れや貧困と深く関わっているばかりでなく、いっそう重要なこととして、非識字の克服は、諸人民と諸国家の発展と幸福に欠くことができない第一条

件ともいうべきものだからである。第三に、非識字は宿命ではなく、根深く手に負えない場合が多いとはいえず、もし熱意と根気強さと想像力をもって数多くの国において取りくまれるならば、克服可能な一つの状況にすぎないからである。

八 国際識字年は、何を達成しうるであろうか。これは、ひとえに国際社会と世界中の国民社会がこの機に臨んで何をなすにかかっている。識字年は、その後十年間を通じて非識字と闘う行動をたてなおし、識字活動を再生させるためのたくいまれな機会たりうる。それは、祝典ではなく、活動の奮起を呼びかけるものたるべきなのである。

九 第二三回ユネスコ総会(一九八五年、ソフィア)が、識字年に関する決議二・二、女性に対する識字活動についての決議二・八、そして二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画を求めた決議四・六という、相互に関連をもつ三つの非識字問題に迫る三つの決議を採択したことを思い起こすのはむだではなからう。これらの決議からわかるように、国際識字年は他から切り離された事業と受けとめられてはいない。識字年は、非識字と闘う国家的・国際的行動の総合戦略の一環と捉えられているのである。決議四・六(付属資料V)は、事務局長に対して、「第三期中期計画の策定にあたって、二〇〇〇年までに非識字を克服するべく、世界中すべての地域の加盟国を援助するための行動計画を準備すること」を勧告している。^(注) 国連総会の決議四一/一一八

も、「非識字を克服しようとしているすべての国を援助するため」に策定される二〇〇〇年までの行動計画」に言及し、「国際識字年による刺激は、紀元二〇〇〇年までしっかりと持続されるであろう」と述べている。後述する「第六回ラテンアメリカ・カリブ海地域における文相および経済計画担当者地域会議」によって確認された識字年の宣言に関する勧告は、「国際識字年は、他から切り離された一連の諸活動によって構成されるべきではなく、二〇〇〇年までに非識字を克服するという目的の促進に対する大衆と政府の自覚と関心を刺激し、それらをより大きくすることに貢献する手段でなければならぬ」という点を強調している。つまり、識字年は、今世紀末までに非識字を克服するという野心的な目標をもって世界が非識字問題に挑戦を開始する過程の一ステップ、一手段として計画されるべきだとのことである。このことが、識字年についての共通理解となっている。

(注) 文書二四 C/七八「二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画の準備に関する事務局長報告」は、より詳細に、国際識字年と行動計画との関係を論じている。

問題の深刻さ

一〇 一九八五年には、世界で八億八、九〇〇万人、つまり成人人口の二七・七%に及ぶ成人非識字者(五歳以上)がいると推定されていた。世界の非識字者の九八%近くは発展途上国に居住している。アジアには六億六、六〇〇万人の非識字者がおり、ここが「問題の心臓部」である。また、アフリカには一億六、二〇〇万

人の非識字者がおり、ラテンアメリカ・カリブ海地域には、四四〇〇万人の非識字者がいる。しかしながら、非識字率でみると、アジア(三六・三%)やラテンアメリカ・カリブ海地域(一七・三%)より、アフリカ(五四%)の方がかなり高い。男性よりも女性のほうがこの影響は深刻である。男性の非識字率が二〇・五%であるのに対して、女性の非識字率は三四・九%に達するのである。世界の非識字人口の過半数は農業地域にあり、しばしば悲惨な貧困生活のもとにある。非識字率は、第三世界の諸都市周辺にあるスラム街や都市スラムにおいても高くなっている。

一一 発展途上国では、学校に通学していない六歳から一歳の子どもが一億人以上いる。学校に通える幸運な子どものあいだでも、発展途上国では退学率や落第率が高くなる傾向にあり、そこで提供されている教育の質はときには悲しむべきほどみすぼらしく、何年か学校に通いつづけた子どもでさえ、識字能力が脱落しないレベルに達しない場合がある。緊急な補充(remedial)活動を実行しないならば、これら不就学や長期欠席、不完全就学の子どもは、成長して明日の成人非識字者となるであろう。

一二 しかしながら、世界的、地域的統計は重要な違いを隠してしまっている。いずれの地域にあっても、非識字克服に向けて急速で進んだ前進をみせている諸国が存在する。それらのなかには、きわめて困難な経済状態に置かれている国も含まれているのである。逆に、非識字問題がきわめて大きく、ぜんぜんとは

いえないまでもゆっくりとしか前進していない諸国もみられる。後発発展途上国（LDC）においては、非識字率は成人人口の三分の二に達する。しかしながら、これらの諸国においてさえ、状況はどこでも同じだとはとてもいえない。LDC諸国には、一方で非識字問題に立ち向かい、それを解決しつつある国があり、他方で成人人口の九〇%近くが非識字のままの国が存在するのである。

一三 ユネスコの統計が示すところによると、先進諸国においては、二千万人の成人非識字者が存在する。しかし、機能的非識字——つまり、複雑な社会の要請に対応するのに十分な識字レベルに達していない——という問題は、それよりはるかに広範に存在し、これに重大な関心を寄せる国の数は増加しつつある。このように非識字は、全地球的次元の問題であり、直接間接にすべての国とすべての人民に関わる問題なのである。これは、世界人権宣言に含まれた権利のひとつ、教育を受ける権利が、何億もの人びとに保障されていないという事の証左である。非識字は、他の諸権利を享受する妨げであり、人間性の発展と進歩に対する恐るべき脅威である。この最後の理由のゆえに、非識字の実態を克服することは、国連第三期国際発展十九年計画のなかの優先目標のひとつに数えられているのである。

行動原則

一四 ユネスコは、四〇年以上にわたって加盟国の非識字に対

する闘いを奨励し、助言し、支援してきた。この長く豊かな経験を批判的に検討すれば、一連の行動原則が導き出せる。原則の第一は、識字を促進するうえで国家責任が何よりも重要であり、取りくみを成功させようとする堅い政治的意志が必要なのだという認識である。ここでいう堅い政治的意志とは、識字国家を創造することが不可欠だという指導者層の強固な確信である。しかし、この確信が大きな効果をもたらすためには、議員や公務員が、それをあらゆるレベルで具体的な行動に移さなければならない。また、彼らの行動は、計画者や指導者、カリキュラム開発者や指導主事、教師や他の専門家の専門性を生かした参加によって支えられなければならない。さらに、精力的な識字活動を求める民衆感情と呼応し、その民衆感情を發展させることを必要とする。要するに、政治的意志には、指導者層の確信ばかりでなく、非識字を克服しようとする国民社会のコンセンサスも内に含まれている。つまり、非識字が強力な敵であるために、識字への取りくみは、根気強く続けられねばならないのである。勝利は、一回きりの宣伝や一年限りの取りくみによって得られないであろう。知的でたゆみない努力によってのみ、前進が勝ちとられるのである。

一五 人びとは他者によって「識字者に変えられる」のではない。この事実から、第二の行動原則は導き出される。人びとは、自分自身を識字者へと変革しようとする意欲と欲求をもつときに、はじめてそれを達成するのである。多くの場合、識字への意欲は、それぞれの社会で読み書きがどの程度用いられているかに部には、新聞や印刷物がほとんど届かない。紙や鉛筆さえも手に入らない。したがって、そのような障害を克服するために、非識字との闘いを強化するに必要な物資を補給して、国家の取りくみと健全な政策を支援することが、緊急に求められているのである。

一七 経験がいかなく示すところによると、非識字克服のためには、ある程度の質と期間を備えた学校教育を普及させて、子どもたちすべてに剣落しない程度の識字能力を獲得させること、および学校外で青年や成人とともに識字活動を行なうこと、この両者を組み合わせた全地球的な取りくみの展開が不可欠である。学校教育を進めても、両親の支援と理解が得られなければ、それが子どもにとって、とりわけ女兒にとって効果的なものとなると期待することはできない。さらに、教育の目標が、読み書きのできる、読み書きに潤った環境を創造することにあるならば、教育が社会の構成員すべてに及ぶことが重要になる。

一八 識字活動を進めるさいの四大原則がある。それらは、とくに不利益を被った人びとへの働きかけを進めるさいにびつたりである。この識字活動の四大原則とは、機能的、参加性、統合性、多様性である。ペルセポリス宣言（一九七五年）によれば、機能的とは、識字教育を「日常生活にどうしても必要なことから社会変革に効果的に参加すること」にいたるまでの人間の基本的要求」と結合することだと定義されている。第二の参加の原則は、機能的の原則と密接不可分である。もし、識字活動が非識字

直接左右される。識字能力は有用で見返りがあり、身につける必要性が増しつつある能力だと捉えられているところでは、識字への意欲は強くなるように思われる。このことは、識字活動が識字後活動によって支援されなければならないということを意味している。つまり、初期の段階では、識字能力を身につけたばかりの子どもや成人に対して、彼らにびつたりで内容がおもしろく読みやすい教材を提供し、後の段階では、読んで楽しく役に立つ新聞や雑誌、本やその他の適当な教材を提供することである。しかしながら、識字への意欲は、習ってすぐ読み書きが役立つかどうかだけに左右されるのではない。将来にどのような期待を抱いているかにも左右されるのである。明日になればもっとよくなる、機会が広がるとすなおに信じられるような状況下では、識字への要求は強められよう。逆に、明日になっても何も変わらないと感じられるなら、変化に備えようとする意欲は、ほとんど起こらないであろう。このように、識字は開発に貢献するばかりでなく、開発に依存し、開発への期待に依存しているのである。

一六 上に述べた国家の積極的取りくみと個人の意欲が、識字活動の成功に欠くことのできない条件だとすれば、国際的な支援と連帯は、識字活動を加速化させる貴重な手段である。識字問題に取りくむ資源の供給が最も不足しているのは、しばしばほかでもない最も識字率が低い国々になのである。多くの発展途上国において、状況は危機的である。そうした国々には、学校に教科書や供給品がほとんどなく、非識字人口の過半数が居住する農村

者の要求や切なる願いを考慮して行われるべきであるなら、当然非識字者自身の意見が求められ、これに注意が払われなければならない。つまり、非識字者は、彼らが識字能力を身につける過程の客体であってはならず、主体でなければならぬのである。第三の統合性は、識字教育が生涯教育の過程の一部であるということとを意味するが、それはかりでなく、教育というものは実際のところ経済的・社会的・文化的、そして個人的な目標と目的に奉仕するものだというところをも意味している。第四の多様性は、きわめて種々様々な状況と環境があること、そして必要とあらば特別に設計された適切な教育プログラムと教育活動をもってそれらに対処する必要があることをふまえて出されている。

一九 経済性と効率性を重んじるならば、新しい取りくみは必要不可欠な範囲にとどめ、それに着手するよりも、すでに存在する国家レベルや国際レベルの制度や組織、メカニズムをより効果的に活用する努力がなされるべきだということになる。このことに関連して、識字の分野における地域共同プログラムについて述べるべきであろう。そうしたプログラムとしては、「ラテンアメリカ・カリブ海地域の教育分野におけるメジャー・プロジェクト」、「アフリカにおける非識字克服のための地域プログラム」、「アジア・太平洋地域のすべての人びとのための教育プログラム (APPEAL)」がある。アラブ地域の教育に責任をもつ高官たちは、同様のプログラムがアラブ諸国のために作成されるべきだと提議してきた。今世紀の終わりに非識字を克服すること

が、これらの地域プログラムすべての共通目標となつてはいるが、これらのプログラムは、それぞれに独自の構造と一連の目的をもっている。これらのプログラムは、それぞれの地域に関わる加盟国の相互協力を促進する一方、地域外の諸国から技術的・財政的援助を引きだすためのチャンネルとして貢献する柔軟で効果的な手段の代表的なものである。

第五 章 国際識字年計画草案

目 標

三七 執行委員会の承認を得、経済社会理事会を経て国連総会に提出された「国際識字年計画草案」は、文書一二六 EX/二八 Add1に示されたように、識字年の五大目標を示している。

(I) 非識字や機能的非識字に苦しめられている加盟国政府による、こうした問題と闘うための活動を活発化させる。

(II) 非識字と闘う手段や条件についての認識だけでなく、非識字の範囲、本質、意味するところについて人びとの認識を高める。とくに努力が傾けられるべきは、成人女性の間で非識字率が高いこと、そのことが彼女らの子どもたちの幸福にとって意味すること、男子より女子の方が就学率が低いこと、さらに一方で非識字と他方での貧困、低開発、経済的・社会的・文化的排除が結びついているといったことを世論に強く訴える。

(III) 一国内、あるいは多国間で非識字と闘う取りくみへの

言及するかたちでこの目標を改めて定式化することは有用である。

三九 「各加盟国と世界にとって非識字問題がどのような本質と広がりをもつのかについて、人びとの認識を高める」ことは、ほとんどすべての回答者によって識字年に「不可欠の目標」であると考えられている。人びとの認識を高める活動の重要性は、執行委員会に設けられた特別委員会の行った「徹底研究」においても強調されているところである。特別委員会は、識字を願う「世界の世論を動員するために大胆な試みを行なう」(パラグラフ一一三)よう求めている。そこで、目標(II)を現状のまま保持しておくべきことを勧告する。

四〇 「学生、青年、専門家、労働者、女性などの組織がよりいっそう識字教育や識字関連諸活動に参加するようにする」こともまた、調査票への回答においても比率の高かった国際識字年の目標の一つである。識字活動により多くの人が参加する必要性は、調査票に述べられた意見や示唆のなかでもとくに強調された。それは、国際非政府組織の回答にもっとも顕著であった。経験が示すところによっても、発展途上国の識字組織は、資源が不足しているために、大規模な識字キャンペーンやプログラムを実施するにあたって、学生やそれ以外のボランティアの動員に依存しなければならぬ。したがって、目標(III)は維持するにふさわしいように思える。

人びとの参加を増大させる。とくに、政府や非政府組織、ボランティア協会や地域グループの諸活動を通じて増大させる。

(IV) 非識字との闘いにおける加盟国間の協力と連帯を強化する。

(V) 非識字との闘いにおける国連システム内の協力体制を強化する。より一般的には、すべての国際組織、非政府組織の協力体制を強化する。

これらの目標を提案するにあたって事務局長は、個々の専門家だけでなく加盟国や政府間組織や非政府組織との協議がいまなお継続中なので、最終的な目標のリストを提案するには時期尚早だということに言及した。しかしながら、彼が強調したのは、「(上記)目標の重要性については、実際のところ実質的に全員一致とさえいえる高度な意見の一致があると思われる」という点である。

三八 調査票の分析が示すように、加盟国やNGOがこれらの目標の重要性に賛同していることは、はっきりと確認された。パラグラフ二九に引用した調査票の二つの項目は、目標(I)に直接関わっている。そして両者を不可欠の目標と評価するものは、回答した加盟国やNGOのうち過半数を大幅に越えるのである。しかしながら、農村地域における教育、婦人および女兒に対する教育、都市スラムにおける教育、マイノリティ・グループや特別なニーズをもつグループに対する教育がきわめて重視されていることに鑑みて、後に示すように、これらの人びとやグループにも

四一 目標Ⅳ、すなわち「非識字との闘いにおいて、加盟国が協力と連帯を強める」こともまた、調査票においてひじょうに高い比率を示した目標である。発展途上国がこの目標に賛同を示していることの重要性は、自由記述式の質問に多くの意見が書かれていることから強調されてしかるべきである。識字活動の前進を加速化するには、国際協力がよりいっそう必要だという感情は、多くの国、とりわけ後発発展途上国に根強く見られる。場合によっては、この問題が、教材を印刷する紙の不足に匹敵するぐらゐ基本的な問題である。それゆえに、目標(Ⅳ)を維持すべきことが求められるのである。

四二 識字を援助するために国連システム内の協力を増大させるといふ目標(Ⅴ)は、いくつかの検討を行なえば、その正当性があるからなる。「識字活動と開発活動とをいっそう強く結びつけること、それがあまり見られない場合は、識字にかかわる部分を開発プロジェクトに統合すること」を求める調査票の項目は、回答を寄せた加盟国の多くに「ひじょうに重要な目標」だと評価されている。この結合を強めるためには、国連諸機関の協力が必要であろう。機関間の協力強化は、「徹底研究」においても言及されている。また、同様の点は、一九八八—一九八九年度の計画草案と予算にむけて執行委員会が行なった勧告にも述べられている。この勧告は、第二二六回執行委員会において作成されたもので、ユネスコ総会に文書二四 C/四として提出されている。

や女兒に重点を置いて、さらに特別な教育上の課題やニーズを抱えている集団やグループのあいだで、そのような活動を活発化させる。

(Ⅱ) 非識字と闘うための手段や条件についての認識だけでなく、非識字の範囲、本質、意味するところについて人びとの認識を高める。とくに、努力が傾けられるべきは、成人女性の間で非識字率が高いこと、そのことが彼女らの子どもたちの幸福にとつて意味すること、男子より女子の方が就学率が低いこと、さらに一方での非識字と他方での貧困、低開発、経済的・社会的・文化的排除が結びついているといったことを世論に強く訴える。

(Ⅲ) 一国内、あるいは多国間で非識字と闘う取りくみへの人びとの参加を増大させる。とくに、政府や非政府組織、ヴォランティア協会や地域グループの諸活動を通じて増大させる。

(Ⅳ) 非識字との闘いにおける加盟国間の協力と連帯を強化する。

(Ⅴ) 非識字との闘いにおける国連システム内の協力体制を強化する。より一般的には、すべての国際組織、非政府組織の協力体制を強化する。

(Ⅵ) 二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画に識字年を活用するとともに、初等教育からのドロップアウトを減少させたり、識字後教育プログラムを確立して非識字への逆行を防いだりするなど、識字の前進がもつ決定的重要性に関する議論をまきおこすために識字年を活用する。

る。ここでは、識字活動において「部局をこえ、機関をこえた革新的なアプローチが早急に開発されなければならない」(パラグラフ三〇)ことが強調されている。諸々の国際年は、指導的な機関だけでなく、国連の組織を上げた取りくみをめざしていることが想起されるべきであろう。最後に、識字は他の領域における開発に貢献するとともに、それに依存することを考えれば、そうした協力は、理にかなっており適切かつ必要なものであろう。こうした理由すべてにより、目標(Ⅴ)を保持するよう勧められるのである。

四三 加盟国が識字年を、二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画の着手に結びつけることをとくに強調していることに鑑みて、これを第六の目標として設定することが求められる。過半数の加盟国は、初等教育からのドロップアウトを減少させる方法の発見を「不可欠の目標」と評価し、識字後活動を促進する方法の発見を「きわめて重要な目標」とみなしている。こうした加盟国の二つの大きな関心事を考慮し、この目標を設定するにあたっては、こうした議論にも言及したほうがよいであろう。

四四 したがって、加盟国とNGOの意見に照らして修正をくわえると、提案される目標は、次のようになるであろう。

(Ⅰ) 非識字や機能的非識字によつて苦しめられている加盟国政府による、問題除去のための活動を活発化させる。とりわけ、農村部と都市スラムにおける教育活動を通じて、また婦人

四五 修正された目標は、加盟国や非政府組織が調査票への回答において強調した主要な点すべてばかりでなく、すでに述べた多様な相談の機会に彼らが表明した見解も考慮に入れていて考えていただいてよい。これらの目標は、「国際識字年に向けた予備提言」で求められたものとも、ほぼ一致している。この予備提言は、事務局長が執行委員会の委任を受け、経済社会理事会を経て国連総会に提出したものである。実際、さきのリストに加えられた一つの目標は、国連総会決議四一/一一八で論じられている。この決議は、「識字年による刺激はしっかりと二〇〇〇年まで持続される。二〇〇〇年までに非識字を克服するため、すべての加盟国を援助する行動計画を」ユネスコがより詳細に仕上げることを「支援する」と述べているのである。

国際識字年に向けて提案された計画

四六 執行委員会から経済社会理事會に提議され、経済社会理事會から国連総会に勧告されたことに基づいて一九九〇年が国際識字年と宣言されるなら、識字年に向けた計画を實行し評価するための活動が一九九〇—一九九一年度の計画草案と予算に含まれるであろう。文書二四 C/五に含まれた諸活動が識字年を準備することに向けられたものである。以下のパラグラフで、すでに述べた六つの目標の一つを達成するための準備活動や導きとなる原則を提出しよう。これらの諸活動にかかわる規定が一九八八—一九八九年度の計画草案や予算の中に設けられている場合、

それを参照できるように、対応するパラグラフや活動を文中に示すこととする。もし、これまでに規定がなかった活動である場合、あるいはすでに規定はあってもそれが加盟国や非政府組織の調査票への回答に照らして適切でないと思われる場合には、ユネスコ事務局長が、現在計画されている活動予算の範囲内で、必要な活動を可能な限り遂行するであろう。一九八八—一九八九年の二年間は、加盟国や国際組織、あるいは非政府組織との協力の下、識字年に向けた細かい準備作業に費やされることになろう。したがって、本文書で提案された諸活動の一部は、さらなる検討をふまえて、より有望でよりふさわしいと思われる諸活動に改められ、それにとって替わられることもおおいにありうる。

四七 目標(I)、すなわち加盟国による活動の強化は、主として加盟国にかかわることがらである。政府の活動に対する援助は、副次プログラムII・一・二の「初等教育の普及と改善を促進し、非識字を克服するための国家的、地域的、国際的戦略の立案と遂行を援助すること」という規定、および副次プログラムII・一・三の「識字担当職員の訓練」という規定にもとづいて提供される。一九八八—一九八九年度計画草案および予算のなかのプログラムII・一のために要求された予算の九〇%以上がこの副次プログラムにあてられる。識字年および二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画との関連で、事務局は加盟国がこれらの副次プログラムにもとづいた諸活動を計画することを奨励し、援助することにしている。すでに述べたように、加盟国は調査票への回

答において、識字年関連の事業に財政を支出するからといって、職員の訓練のための国家戦略・地域戦略にかかわる諸活動を減少させないでほしいと、とくに求めている。実際多くの加盟国が、開発計画のなかに識字に関する部分を組み込むことを含めて、識字計画や識字プロジェクトを促進し、初等教育を普及改善するための機会として識字年を活用しようと考えていると書きとめていた。それらの諸国がユネスコに期待しているのは、財源からの物的・財政的援助だけでなく、これらの領域での技術的助言を強化することである。実際のところ、識字年が国家的識字活動への国際的援助を増加させることにつながれば、という期待は、多くの加盟国の表明しているところであった。

献し、またそれから援助を引き出せるような方法をも検討している。「文化発展のための世界の十年」は、ユネスコを指導的機関として、一九八八年から一九九七年にかけて国連システムのなかで遂行されようとしている取りくみである。

四九 目標(II)、すなわち非識字について人びとの認識を高め、非識字との闘いに人びとの支持を得るという目標に関しては、この目標のための情報提供や活動奨励の諸活動が、副次プログラムII・一・二「非識字問題について理解を深める」に含まれている。実際のところ、この副次プログラム全体が識字年の準備をめざしているのである。識字年の諸活動を組織するための「手引き」については、すでに言及した。これは現在準備中であるが、国連総会で識字年が公的に宣言されたあかつきには、早急に発行されることになろう。主要な活動としていくつかをあげることもできる。まず、識字の前夜たる一九八九年に『世界の識字・目標二〇〇〇年』というレポートを発行する準備を進めている。また、ユネスコの教育雑誌、『展望』で識字奨励の前進と問題点に関して特集号を発行する。さらに、地域の計画やプログラムに携わっている人を中心に地域機関からの意見をのせた多様な公報を出し、その内容を識字年関連の地域活動にあてようと考えている。ユネスコではまた、NGOの協力も求め、寄稿するよう依頼したり、場合によっては彼らの組織が出している雑誌で識字年の特集を組んでもらおうと考えている。情報文書、論文、ラジオ・テレビなどのメディアを利用するためにユネスコ公共情報局(O

PI)の協力をえて、番組作成の準備などを進めているところである。OPIとの関係については、OPIの代表が識字年と行動計画の遂行準備のための部局をこえた作業グループのレギュラー・メンバーであることを述べておこう。最後に、識字年に向けたフィルム共同製作が規定に書かれている。要するに、包括的な情報活動・奨励活動が練られているのであり、そのなかにはひろく大衆に働きかけることを主目的としたものもあれば、政策立案者や意思決定者を対象とするものもあり、さらには教育の専門家に向けられたものもあるというわけである。

四八 識字活動を開始し、拡大する加盟国への支援を目的とする活動は、教育ばかりでなくそれ以外の分野の一連のメジャー・プログラムにも含まれている。そうしたメジャー・プログラムのなかでこれに該当する規定は、「二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画の準備に関する事務局長報告」と題する文書二四C/七八で論じられている。そこで言及された活動のなかには、識字年の準備に明確に関連する部分がある。たとえば、メジャー・プログラムVI「文化と未来」(文書二四C/五)のパラグラフ一五〇四)では、「国際識字年を展望して……加盟国が識字計画を支援する際に、書籍を開発する政策・計画を打ち出すのを技術的に援助する」という規定が見られる。部局をこえた作業グループは、国際識字年が「文化発展のための世界の十年」に貢

五〇 世界レベルや地域レベルのこうした活動ばかりを行なうのではない。そのほか、事務局長は、発展途上国への援助に必要な、より小規模の財政的負担ができるように、財政を節約しようと考えている。その際には、後発発展途上国が優先される。つまり、それらの国が識字年国家計画にかかわる小冊子やパンフレットなどを出版する費用の一部を負担するのである。共同プログラムのもとで行なわれるそうした活動に協力することへの要求もまた、好意的に考慮されるであろう。識字年遂行のための諸活動を組織するのに必要な経費を負担するための援助についての規定は、調査票への回答に見られたように、一部の後発発展途上国の明瞭な要求に合致すると考えている。もし財政状況が許すならば、一九九〇—一九九一年後の計画草案および予算のもとでそれ以外にも補助の財源を確保できるであろう。しかしながら、忘れてならないのは、様々な出版物が人びとの努力や財源を識字年の

答において、識字年関連の事業に財政を支出するからといって、職員の訓練のための国家戦略・地域戦略にかかわる諸活動を減少させないでほしいと、とくに求めている。実際多くの加盟国が、開発計画のなかに識字に関する部分を組み込むことを含めて、識字計画や識字プロジェクトを促進し、初等教育を普及改善するための機会として識字年を活用しようと考えていると書きとめていた。それらの諸国がユネスコに期待しているのは、財源からの物的・財政的援助だけでなく、これらの領域での技術的助言を強化することである。実際のところ、識字年が国家的識字活動への国際的援助を増加させることにつながれば、という期待は、多くの加盟国の表明しているところであった。

プログラムに向けて動員するうえで望ましい効果を上げるためには、それらの出版物が識字年の当初に準備されていなければならないということである。

五一 国際識字の日と国際識字賞は、人びとが識字年に向けて準備する機会を提供するであろう。識字の日の行事におけるメッセージやスピーチでは、識字年の間に行なわれる活動の重要性、および二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画に着手し、それへの強い大衆的支持を得るための手段として識字年を利用する必要性を十分に強調することになるであろう。

五二 識字年のあいだの大衆とメディアの主要な関心は、「二〇〇〇年までに世界のあらゆる地域で非識字を克服するための第二回世界文相会議」に集まるであろう。この会議は、パラグラフ〇二・〇九(ポイント一・四・一)において規定され、事務局の主催で開催される。この会議への準備作業にもついで、事務局長は、草案二五 C/五のなかで、この会議に対するより詳細な要求を提出するであろう。

五三 識字活動への大衆参加という目標(Ⅲ)にかかわって、一定数の行動が予定されているほか、それ以外に開発中の行動がある。毎年行なわれている「識字に関するNGO全体会議」は、参加を動員するうえで重要な役割を演じるであろう。NGOは、識字を支える諸活動に従事することを奨励されるであろう。上述

の「手引き」には、識字年の間に開催が予定されている諸活動のリストが含まれる予定である。それらのなかには、発展途上国ばかりでなく、産業諸国にふさわしいものもある。たとえば、点字コーナを公共図書館に設け、視覚障害者が読書が続けられるようにすることは、その一例である。その他に、「徹底研究」で示唆されているように、民間ベースで国民どうしの国際協力を促進することを意図したものもある。たとえば、産業諸国で筆記用具を集め、識字後教育プログラムや識字後教育センターで使えるよう発展途上国に輸送することなどをあげることができる。また、メガネの収集と分類もあげることができよう。発展途上国では、多くの成人学習者がメガネを必要としているのである。発展途上国における識字プロジェクトのための基金づくりが奨励され、多様な形態の「姉妹提携」が追究されるであろう。たとえば、産業国家の一つの町が、識字とその関連活動に焦点を合わせて発展途上国の一つの町と「姉妹提携」を結ぶことも考えられる。同様に、学校も「姉妹提携」を結ぶことができる。そうした活動は、わずかばかりの援助のチャンネルを提供するだけではない。価値ある教育的側面をも有するのである。もちろん、こうしたアイデアの可能性については、慎重に検討する必要がある。

五四 国際識字年のポスターを準備するためにプロのデザイナーを雇うかわりに、美術科専攻の学生でコンテストを行なうことを事務局は提案する。各加盟国の全国委員会に参加を広げるため、これを奨励するよう求められるであろう。全国レベルの最初の「手引き」には、識字年の間に開催が予定されている諸活動のリストが含まれる予定である。それらのなかには、発展途上国ばかりでなく、産業諸国にふさわしいものもある。たとえば、点字コーナを公共図書館に設け、視覚障害者が読書が続けられるようにすることは、その一例である。その他に、「徹底研究」で示唆されているように、民間ベースで国民どうしの国際協力を促進することを意図したものもある。たとえば、産業諸国で筆記用具を集め、識字後教育プログラムや識字後教育センターで使えるよう発展途上国に輸送することなどをあげることができる。また、メガネの収集と分類もあげることができよう。発展途上国では、多くの成人学習者がメガネを必要としているのである。発展途上国における識字プロジェクトのための基金づくりが奨励され、多様な形態の「姉妹提携」が追究されるであろう。たとえば、産業国家の一つの町が、識字とその関連活動に焦点を合わせて発展途上国の一つの町と「姉妹提携」を結ぶことも考えられる。同様に、学校も「姉妹提携」を結ぶことができる。そうした活動は、わずかばかりの援助のチャンネルを提供するだけではない。価値ある教育的側面をも有するのである。もちろん、こうしたアイデアの可能性については、慎重に検討する必要がある。

の段階での勝利は、場合によっては、識字年の全国ポスターを印刷することによって得られるかもしれないのである。識字活動へのボランティアに関する手引き作成も予定されている。これは、国内組織あるいは国際組織がボランティアの指導者や専門家を活用できるように、氏名と住所を教えるものである。事務局では、識字年や行動計画のために設立されたユニットで働くボランティア(学生、NGOの代表、退職者など)を雇用する提案も行う予定である。加盟国やNGOもまた、本部や地方事務所の識字活動ユニットでのサービスのために専門家やインターンを導入すること、そして必要とあれば彼らに対して生活費にみあった俸給を支払うことを奨励される。国際的NGOであれ一国内のNGOであれ、地域社会や草の根のグループにそれらNGOの入り込む過程、および識字にとって極めて効果的なそれらNGOの努力を支援するために、会議が開催されよう。

五五 国際的な協力と連帯という目標(Ⅳ)との関わりでいえば、以前からもユネスコの諸活動は、非識字と闘う加盟国同士の協力を強化することにふりむけられてきた。非識字克服に向けた地域計画や地域プログラムは、「水平的協力」、つまり「発展途上国どうしの技術協力(Technical Co-operation among Developing Countries=TCDC)」という原則に基づいて進められてきた。識字年の目標の一つは、そのような地域協力を拡大し、強化することである。しかしながら、産業諸国から発展途上国への財政的・物質的援助や両者の協力体制の強化も必要であ

る。現在ユネスコは、多様な手立てを通じてそうした協力を促進している。たとえば、共同行動プログラムや公債発行の準備、外部からの助力による援助計画、双方向の援助協定に支えられたプログラムの計画・実行・評価段階での技術援助、などなどである。識字活動を支援するさいの財政的・物的援助については、「二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画の準備に関する事務局長報告」と題する文書二四 C/七八で論じている。すでに強調してきたように、非識字との闘いにおいて、当事国当局の参加や決断は欠くことができない。しかし、諸団体や諸国からの紙や鉛筆など供給品の寄付も、この闘いの助けとなるのである。

五六 すでにパラグラフ二二から二四において、第五に提起した目標、つまり識字活動を支援する国際組織の協力強化にかかわって国連システムの組織・機関・団体、および国際NGOが主催した会議については述べてきた。こうした会議を行なうことが、協力に向けた特定の計画づくりにつながるだろうと期待されている。このことがもたらすものには、多様な形態がありうる。たとえば、あらゆる機関が、その機関独自の視点をたいせつにしなから、非識字の原因と結果について情報宣伝することができるであろう。機関によっては、ジョイント計画をはじめ、共同を推し進めるさまざまな具体的な形態を追求するであろう。識字能力を開発のための活動に応用する識字後活動の領域では、機関間の共同に対して、とくに期待が寄せられている。

五七 目標 (V) であげた、行動計画と識字年のプログラムとの関係については、文書二四 C/七八に詳しく論じている。忘れてならないのは、識字年は、一九九〇年代を通して追求される行動計画に着手し、それへの大衆的支持をかちえるための手段だとみなされていることである。加盟国が調査票への回答において強調していたように、国家計画や地域計画、あるいは世界規模での計画の策定にあたって、これら二つの活動の関係をつねに心に留めておくことは、有益であろう。学校からのドロップ・アウト問題にかかわる諸活動、識字後教育の促進にかかわる諸活動については、副次プログラムⅡ、一、二においても述べられている。

識字年のための組織とメカニズム

五八 国家レベルで識字年の活動を展開するうえで鍵を握る組織は、国際識字年国内委員会だといえよう。すでに、一定の国がそうした委員会を設置する予定であることを述べており、それ以外の国の過半数も最終的には同様の選択を行なうと期待されている。理想的には、国内委員会は、識字に関連するあらゆる領域——教育・文化・コミュニケーション——と多様な開発プロジェクトや開発計画において行動を刺激し調整できるよう幅広い基盤とをそなえ、たてわり行政の壁をこえた構造をもつべきである。国によっては、国内委員会が、全国委員会、州委員会、都道府県委員会、市町村委員会、あるいは地域委員会によって支えられることになろう。このような方式であれば、国内委員会(全国委員会)の調整機能は草の根レベルにまで達成するであろう。いくつ

かの例では、支援委員会が大学や学校のなかに設立されることが期待されている。多くの国では、そうした国内委員会にNGOが代表を送るようになるであろう。NGOによっては、識字年に関連した活動を組織したり調整したりするために自らの内に国際組織も作り上げようとしている。たとえば、成人教育国際会議は、識字年に向けての特別機動部隊を設置しようとしている。ユネスコは、国連諸組織と他の政府間組織に対して、識字年に関連した諸活動を調整するための「接点」を設けるよう提案している。この提案に対して、すでに一定数の国連組織が肯定的な回答を寄せている。ユネスコ事務局内では、識字年と行動計画のための調整機関として横断的な作業グループを設置している。また、これらの諸活動に責任を負った部局が教育局内に作られた。識字年が近づき、諸活動のテンポが速まるにつれて、この部局は必要に応じて補強されることになっている。

結 論

五九 二〇世紀の後半は、非識字との闘いにおいて目を見張るばかりの前進を示した。一九五〇年から一九八五年までの三五年間に、成人人口の非識字率は約四四・三%から二七・七%にまで低下したのである。しかも、いまだかつてない人口の激増があつたにもかかわらずである。このことは、非識字は克服できるということを証明している。しかし、この大きな課題は終結からはまだほど遠く、前進のペースもゆっくりで不均等である。一九八五年には、約八億八、九〇〇万人の成人非識字者がおり、毎年何百万

人の青年が、不就学や不完全就学によってこの隊列に加わるのである。こうして、非識字の克服は、我々の時代にとって危急の大きな課題の一つとなっているのである。それは、非識字が開発の遅れの一面面であり、不平等の原因であり、貧困の原因であるという理由ばかりでなく、とりわけその解決が、人間性への脅威たるこれらの世界的問題への解答の一部を構成しているという理由で必要不可欠な事業なのである。識字活動は、貧困な人や排除されてきた人に到達し、彼らを活性化させる手段を提供する。そして希望を回復させ、彼らの展望を広げ、現代世界の生活に参加できるようにする手段をもたらす。そのうえ、識字は、情報や考えを交換し、社会内・社会間の理解を促進するうえで大きな力をもった手段なのである。これら一つ一つの理由のゆえに、まぎれもなく国際識字年の宣言は、国連システムおよび国際社会が諸組織・機関・団体をあげて支援するに値するのである。国際識字年を一回もつたからといって、それだけで巨大で世界的規模をもつ非識字問題を解決できるわけではない。しかし、識字年は、状況の厳しさに対する世論の見方を変える契機となり、非識字との闘いへの参加を再生させ、努力を再び活気づける機会となることができる。またそのようなものとなるべきである。第二三回ユネスコ総会の決議二・二が意味するのは、国際識字年それ自身が終着駅やゴールだということではない。国際識字年は、「万人に教育を」という倫理的、道徳的命令の達成に向けた、力強くダイナミックな運動への動きを呼び起こす契機なのだということである。

決 議 案

六〇 ユネスコ総会で、国際識字年に関する以下のような決議の採択を検討していただきたい。

ユネスコ総会は、

第二三回総会の決議二・二が、国連総会に国際識字年の宣言を要求したことを想起し、

非識字の除去は、世界人権宣言と国際人権規約が承認した教育への権利を保障するための本質的方策のひとつであることを心に留め、

非識字問題の厳しき、および、開発を促進し、貧困と戦い、公正と正義にもとづく関係を個人間・国家間に保障するうえで非識字問題がもたらす障害の大きさを強調し、

第二三回ユネスコ総会の決議四・六が、事務局長に対して、第三期中期計画の策定に当たっては、二〇〇〇年までに非識字を克服しようとして世界のあらゆる地域の加盟国が行なう努力を援助する行動計画を準備するよう求めたことに注目し、

決議二・二・決議四・六が親密な関係にあること、つまり、国際識字年が非識字問題に対する世界の世論を大幅に促進し、教育を普及させる努力を強化し、それによって今世紀の終わりまでに非識字を克服するための行動計画にうまく着手する基盤を準備するものとなるべきだということに注意を払い、

「非識字克服を促進する努力と手段」という国連総会決議四一／一一八が、国際識字年の宣言に向けたユネスコ総会のアピールを

受け入れられていることに満足しつつ、これに注目し、

第一二六回ユネスコ執行委員会決定七・一・二が、事務局長による予備提言を承認し、国連総会の要請にしたがってこれらの提言を経済社会理事会上に伝えるよう事務局長に委任したという通知を受け、

経済社会理事会決議一九八七/八〇が、一九九〇年を国際識字年と宣言するよう国連総会に求めたことを歓迎し、

一、事務局長によって提出された国際識字年草案を承認する

二、事務局長が、国際識字年宣言のすみやかな検討にかかわって適当だと判断したことを国連事務総長にすべて提言するよう委任する

三、経済社会理事会の勧告にしたがって、一九九〇年を国際識字年と宣言するよう、国連総会に求める

四、加盟国、政府間組織、非政府組織に対して、二〇〇〇年までに非識字克服をめざす行動計画を見通しつつ、国際識字年に向けたプログラムと諸活動の準備にむけた方策を早急に立てるよう訴える

人権ブックレットシリーズ(各520円)

11、米騒動く水平社への道のり

部落解放研究所編 A5判100頁
米騒動より七〇年。全国各地の新たな調査・研究の成果ももりこみ、部落大衆の米騒動への関わり、政府などの対策、エン罪者のねつ造、研究課題を示す。

12、オール・ロマンス事件

差別行政の糾弾闘争
平野一郎著 A5判82頁
差別行政とは何かを明らかにし、戦後の解放運動の原点となったオール・ロマンス事件の全容と教訓を示す。

13、狭山事件とは

森井暁著 B5判96頁
部落出身者・石川一雄さんの別件逮捕一カ月近い不当拘留に始まった狭山事件。二五年を迎える今日、その真実と冤罪を生みだす構造を分析、解説。

(社)部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12
☎06(568)1300 振替 大阪7-13183